

年発1227第3号
令和元年12月27日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第211号）の適用に伴う「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第211号。以下「リスク算定告示」という。）の適用に伴い、「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」（平成20年9月11日年発第0911001号）（以下「特例通知」）を別添のとおり改正し、リスク算定告示の適用日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

ただし、令和2年3月31日以前に行われる確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第3条第1項第1号の承認、同項第2号の認可、同法第6条第1項の承認、同法第16条第1項の認可、同法第74条第1項の承認、同法第76条第1項の認可、同法第79条第2項の承認若しくは認可、同法第80条第2項の承認、同法第81条第2項の認可、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第111条第2項の承認、同法第112条第1項の認可の申請又は確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第51条の規定による確定給付企業年金法第100条第1項の事業及び決算に関する報告書の提出については、本通知による改正前の特例通知によることができるものとするので留意されたい。

確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成 20 年 9 月 11 日年企発第 0911001 号）

新旧対照表

新	旧
確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて	確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて
第 1・2 (略)	第 1・2 (略)
第 3 財政計算時の特例	第 3 財政計算時の特例
1 (略)	1 (略)
2 リスク対応掛金の算定に係る原則的扱い	2 リスク対応掛金の算定に係る原則的扱い
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、 <u>実施事業所の増加に伴う財政悪化リスク相当額の増加額に基づいて</u> 、当該事業所のリスク対応掛金を算定することができる。この場合において、 <u>財政悪化リスク相当額の算定に係る取扱いは確定給付企業年金法施行規則第43条第1項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法</u> （平成28年厚生労働省告示第412号）第3条第1項第1号ロに基づくこととし、 <u>当該事業所のリスク対応掛金は、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること</u> 。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、規則第50条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定できること。	(3) 実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、 <u>当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の財政悪化リスク相当額を、実施事業所が増加する前の財政悪化リスク相当額に当該実施事業所の増加に伴い増加することとなる資産額の割合を乗じて算定することによりリスク対応額を設定し</u> 、当該事業所のリスク対応掛金を算定できること。この場合において、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、規則第50条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定できること。
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)
第4～第10 (略)	第4～第10 (略)